



長野県報

3月10日(木)
平成23年
(2011年)
第2248号

目次

規 則

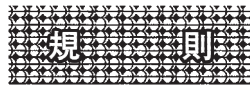
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(企業局)	2
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	2
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	3

告 示

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)	4
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課)	4
長野県同和地域農業経営資金融資利子補給金交付要綱の廃止(農村振興課)	4
公共測量の実施(建設政策課)	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	5
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)、住所及び売りさばき場所の変更の届出(会計課)	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	6
昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正(会計課)	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	7

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	8
争議行為を行う旨の通知の公表(労働雇用課)	8
一般競争入札(農業政策課)	8
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	9
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)	9
建設業の許可の取消し(建設政策課)	10
一般競争入札(2件)(建設政策課技術管理室)	25
土地区画整理事業の終了の認可(都市計画課)	26
一般競争入札(市町村課)	26
土地改良事業の工事の完了の届出(農地整備課)	27
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(農地整備課)	27
土地改良事業の施行の同意(農地整備課)	27
一般競争入札(2件)(道路管理課)	28
一般競争入札(8件)(河川課)	29
一般競争入札(2件)(砂防課)	36
一般競争入札(環境政策課)	37
一般競争入札(ものづくり振興課)	38
一般競争入札(人材育成課)	39
一般競争入札(3件)(高校教育課)	40
一般競争入札(特別支援教育課)	42



長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成23年 3月10日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 山本浩司

長野県公営企業管理規程第1号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

別表第10の本庁の項中「第74条の2第2項」を「第74条の3第2項」に、

「

給与審査幹	職員の扶養親族の認定等に関する事務の総括掌理
-------	------------------------

」

を

「

給与審査幹	職員の扶養親族の認定等に関する事務の総括掌理
エネルギー管理企画推進者	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条の3第3項に規定する職務

」

に改める。

別表第12の現地機関の項中「第74条の2第2項」を「第74条の3第2項」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

企 業 局

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年 3月10日

長野県公安委員会委員長 花岡勝明

長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第10条」に改める。

第5条の2中「事務」の次に「(術科指導室の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 教養課に、術科教養に関する事務をつかさどらせるため、術科指導室を付置する。

第10条第1項第2号から第4号までの規定中「に関すること」を「及び取締りに関すること」に改め、同項第5号から第9号までを削り、同項第10号中「受理等」の次に「及び取締り」を加え、同号

を同項第5号とし、同項中第11号を第6号とし、第12号を第7号とし、同条第2項第4号及び第8号中「に関すること」を「及び取締りに関すること」に改め、同項第9号を削る。

第12条第1項第2号中「生活安全企画課及び」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「の規定に基づく犯罪の」を「(昭和39年長野県条例第86号)の規定に基づく暴力的不良行為等の防止及び」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「の規定に基づく犯罪の」を「(昭和23年法律第122号)の規定に基づく風俗営業等の規制及び業務の適正化並びに」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを削り、同項第12号中「の規定に基づく犯罪の」を「(昭和33年法律第6号)の規定に基づく銃砲刀剣類の所持の許可等及び」に改め、同号を同項第8号とし、同項第13号中「の規定に基づく犯罪の」を「(昭和25年法律第149号)の規定に基づく猟銃用火薬類等の譲渡の許可等及び」に改め、同号を同項第9号とし、同項第14号中「犯罪の」を「届出等の受理等及び」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の規定に基づく核燃料物質等、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)の規定に基づく放射性同位元素等、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)の規定に基づく特定物質及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づく一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等の運搬の届出の受理等に関すること。

第12条第1項第15号及び第16号を削り、同項第17号中「前各号」を「第1号から第10号まで」に改め、同号を同項第12号とする。

別表第1の警務部の項中「職場教養係 術科教養係」を「職場教養係」に改め、同表の生活安全部の項中「許認可係」を「営業係 警備係」に、「環境係」を「環境係 銃刀・危険物係」に改め、同表の刑事部の項中「情報・選挙係」を「企画指導係 情報・選挙係」に、「足こん跡係」を「足痕跡係」に改める。

別表第2の1の長野市権堂町交番の項中「及び上千歳町」を「、上千歳町、緑町及び南千歳町」に、「東鶴賀町の一部」を「東鶴賀町の一部 南千歳1丁目及び2丁目 早苗町」に改め、同1の長野市緑町交番の項を削り、同1の長野市若里交番の項中「中御所2丁目、4丁目及び5丁目 大字栗田のうち栗田及び北中の一部」を「大字栗田」に、「アークス」を「アークス 大字鶴賀のうち七瀬中町、七瀬及び七瀬南部」に改め、同1の長野市長野駅前交番の項中「大字栗田のうち北中の一部 中御所1丁目及び3丁目 大字中御所 大字鶴賀のうち南千歳町の一部 南千歳1丁目 南千歳2丁目の一部」を「中御所1丁目から5丁目まで 大字中御所」に改め、同1の長野市若松町交番の項中「大字小鍋の一部 大字西長野」を「大字西長野」に改め、同1の長野市柳町交番の項中「荒屋の一部及び」を削り、「及び東鶴賀町の一部」を「、東鶴賀町の一部及び居町」に改め、同1の長野市和田交番の項中「の一部」を削り、「大字東和田 桜新町」を「大字東和田」に、「大字北尾張部 大字石渡 大字南堀 大字北堀」を「大字南長池 南高田1丁目及び2

丁目」に改め、同1の長野市小市警察官駐在所の項中「大字小鍋の一部」を「大字小鍋」に改め、同1の長野市大豆島交番の項中「大字南長池 南高田1丁目及び2丁目 大字高田の一部 大字風間」を「大字風間」に、「大豆島西沖」を「大豆島西沖 桜新町 大字北尾張部 大字石渡 大字南堀 大字北堀」に改め、同1の飯綱町交番の項及び飯綱町三水警察官駐在所の項を次のように改める。

飯綱町交番	飯綱町大字牟礼	飯綱町
-------	---------	-----

別表第2の3の山ノ内交番の項中「大字佐野」を「大字佐野 大字夜間瀬の一部」に改め、同3の山ノ内町夜間瀬警察官駐在所の項を削り、同表の6の千曲市更級警察官駐在所の項を削り、同6の千曲市戸倉・上山田交番の項中「のうち若宮及び八王子」を削り、「大字力石」を「大字力石 大字須坂 大字羽尾」に改め、同表の12の諏訪市上諏訪駅前交番の項中「渋崎、杉菜池、」を削り、「城南1丁目及び2丁目」を「城南1丁目及び2丁目 岡村1丁目及び2丁目」に改め、同12の諏訪市四賀交番の項中「元町 岡村1丁目及び2丁目」を「元町」に、「大字中州」を「大字中洲の一部」に改め、同12の諏訪市豊田警察官駐在所の項を次のように改める。

諏訪市豊田交番	諏訪市大字湖南	諏訪市 大字豊田 大字湖南 渋崎 杉菜池 大字中洲の一部
---------	---------	------------------------------------

別表第2の14の伊那市高遠町交番の項中「高遠町上山田」を「高遠町上山田 高遠町長藤 高遠町山室 高遠町荊口 高遠町芝平」に改め、同14の伊那市高遠町長藤警察官駐在所の項を削り、同表の18の南木曾町交番の項及び南木曾町吾妻警察官駐在所の項を次のように改める。

南木曾町交番	南木曾町読書	南木曾町
--------	--------	------

別表第2の19の塩尻市塩尻駅前交番の項中「大字広丘郷原」を「大字広丘郷原 大字塩尻町 大字金井 大字上西条 大字柿沢 大字旧塩尻」に改め、同19の塩尻市仲町警察官駐在所の項を削り、同表の20の松本市浅間温泉交番の項中「大字岡田下岡田の一部」を「大字岡田下岡田 大字岡田町」に改め、同20の松本市岡田警察官駐在所の項を削り、同20の松本市村井・寿交番の項中「大字芳川小屋」を「大字芳川小屋 村井町南1丁目から4丁目まで」に改める。

別表第4中

「

教養課	首席術科指導員	警部又は職員	術科の指導及び部下職員の指揮監督
-----	---------	--------	------------------

」

を

「

術科指導室	室長	警視又は職員	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
	首席術科指導員	警部又は職員	術科の指導及び部下職員の指揮監督

」

に改め、同表の会計課の項中

「

物品取扱員	警部又は職員	出納員の指定する物品の出納
-------	--------	---------------

」

を

「

物品取扱員	警部又は職員	出納員の指定する物品の出納
エネルギー管理企画推進者	警部又は職員	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条の3第3項に規定する職務

」

に改める。

附則

この規則は、平成23年3月18日から施行する。ただし、第1条の改正規定、別表第1の改正規定(刑事部の項中「足こん跡係」を「足痕跡係」に改める部分に限る。)並びに別表第2の20の松本市村井・寿交番の項及び別表第4の会計課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

警務課

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月10日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第19号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人長野県建築住宅センター」を「一般財団法人長野県建築住宅センター」に改める。

別表第2中「長野県農業会議」を「財団法人自治体国際化協会長野県農業会議」に改める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局